

平成 24 年 12 月 12 日に開催した第 4 回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

- (1) 平成 25 年度予算編成基本方針について
- (2) 平成 24 年度目的積立金取崩事業について

ア 趣旨

現行の中期計画の達成を図るとともに、次期中期計画を見据えて本学の持続的な発展に繋げるため、学納金や外部資金等による収入の確保、支出の重点化・効率化等の平成 25 年度予算編成基本方針及び剰余金による平成 24 年度目的積立金取崩事業について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・基本方針に記載のある「最大限の資金運用の確保」にはリスクが伴うが、どのような運用方針か。
- ・地方独立行政法人法に基づき、国債及び地方債に限定しており、その購入に当たっては入札による競争を行い、最大限の運用益に努めている。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (3) 任期付教員の採用に伴う規程の制定及び一部改正について

ア 趣旨

英語・中国語の語学力の充実強化を目的に、平成 25 年 4 月から任期付教員を採用するため、必要な規程の制定及び一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・大学のためには専任教員を育てる必要があると考えている。
- ・開講している科目の幅が広く専任教員でカバーできない分野は、非常勤講師で対応した方が適している場合もある。ただし、専任教員と非常勤講師の数のバランスは課題である。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (4) 大学院文化政策研究科の教育課程の改正について

ア 趣旨

大学院文化政策研究科の教育課程について、現在のアートマネジメント分野及び政策マネジメント分野の 2 系統を 4 つの研究専門領域に再編し、それぞれの領域に設けた指定科目の履修を要件とすることで専門性の強化を図るためカリキュラムの改正を行うこと、また、この改正は平成 25 年度入学生から適用することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 静岡文化芸術大学大学院学則の一部改正について

ア 趣旨

社会人等に就学の機会を提供するため、通常2年間の修士課程履修期間を、特に認めた場合に3年間とする長期履修制度を導入することから、大学院学則の一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(6) 公立大学法人静岡文化芸術大学情報セキュリティ対策基準案について

ア 趣旨

本年6月に制定した情報セキュリティポリシーに基づき、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・ツイッターやブログ等のソーシャルメディアを通じて個人が自ら情報を開示する場合があるが、これへの対応はどのようにするか。
- ・その対策は情報化社会の大きな課題であり、個人のテリトリーにつき扱いが難しいが、今後検討していく必要がある。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 報告事項

(1) 静岡文化芸術大学学術リポジトリ取扱要綱等の制定について

本学の教育及び学術研究成果を社会に還元するために、本学構成員が作成に関わった学術成果を電子的形態で蓄積、保有し、学内外に無償で発信及び提供するシステムである「学術リポジトリ」を運用することについて、報告がされた。

(2) 静岡文化芸術大学V I 委員会設置要綱の制定について

本学のシンボルマーク、その色彩及びロゴタイプなどのビジュアルアイデンティティ(V I)の適正な利用と監理を行うために、V I 委員会設置要綱を制定したことについて、報告がされた。

以上により議事を終了